

県民経済計算の概念と用語の解説

I 県民経済計算の概念

県民経済計算とは、県経済について一定期間（通常1年間）の生産活動により新たに生産された付加価値総額（最終生産物）を貨幣評価したもので、これはこの生産活動に参加した諸要素（労働・土地・資本）の所得となり、次いで消費または投資などに支出される。

（1）県内概念と県民概念

県民経済計算を把握する場合、県内概念と県民概念があり、前者は県という行政区域内で生みだされた付加価値をその生産に従事した者の居住地にかかわらず把握するものである。一方、後者は県内居住者が地域にかかわらず生み出した所得を把握するものである。この場合の居住者とは個人だけでなく、企業、国、地方公共団体など経済主体全般に適用される概念である。

県民経済計算では県内総生産（生産側及び支出側）は県内概念、県民所得（分配）は県民概念でとらえており、次のような関係がある。

【県民総所得＝県内総生産（支出側）＋域外からの要素所得（純）】

（2）市場価格表示と要素費用表示

生産物を表示するには、市場価格で測定する方法と要素費用で測定する方法がある。

市場価格表示とは、市場で取引される商品の売買価格により評価する方法をいい、要素費用表示とは、生産主体（個人・法人等）が生産要素（労働、土地、資本）に対して支払った費用により評価する方法をいう。これら2つの表示方法には次のような関係がある。

【市場価格表示の県内純生産＝要素費用表示の県内純生産＋生産・輸入品に課される税－補助金】

本報告書では、特に断りのない限り、県内総生産（生産側及び支出側）を市場価格で表示し、県民所得（分配）を要素費用で表示している。

（3）総（グロス）と純（ネット）

生産物を評価するに当たって固定資本減耗〔Ⅲ－1－（4）参照〕を含むものを総（グロス）概念という。これに対して、固定資本減耗を控除したものを純（ネット）概念といい、これら2つの表示の方法には次のような関係がある。

【県内総生産（生産側）＝県内純生産＋固定資本減耗】

II 取引主体の分類

県民経済計算のようにマクロ集計量を取扱う勘定体系においては、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。この体系においては、異なる点から2種類の取引主体に分類される。

1つは、事業所を生産単位として見た場合に、主として生産に使用する技術の同一性によって分類する経済活動別分類である。事業所とは1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいう。

もう1つは、制度単位を分類する制度部門別分類である。制度単位とは、自らの行動について、自身が法的責任を有し、自身のために資産を所有し負債を負い、自らの意思で経済活動に従事し、他の制度単位との取引を行う主体をいう。

（1）経済活動別分類

経済活動別分類は、取引主体を財貨・サービスの生産及び使用に関与する性格に従って、同質的な事業所の単位が分類単位とされ、①市場生産者、②非市場生産者の2つに分類され、非市場生産者は（ア）一般政府、（イ）対家計民間非営利団体の2つに分類される。

①市場生産者

市場生産者は、市場において生産コストをカバーする価格で販売することを目的として、言い換えれば、利潤の獲得を目的として、財貨・サービスを生産する事業所から構成される。したがって、民間企業の事業所が産業の中核をなす。

しかしながら、例えばある種の政府関係機関のように、民間企業の事業所でなくても産業に分類される民間企業の事業所と類似の生産技術により類似の財貨・サービスを生産するものは、たとえその価格が生産コストをカバーしなくとも、これを産業に含める。この場合、価格が提供される財貨・サービスの量と質に比例し、かつ、その購入が購入者の意思に基づいていることが特徴である。

②非市場生産者

非市場生産者は、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

（ア）一般政府

一般政府には、中央政府（国出先機関）、地方政府（県市町村）などの行政機関のほか、社会保障基金や事業団など特定の非営利団体が含まれる。特定の非営利団体は、政府によって強い監督や大幅な資金供給を受けるもの、もしくは主として政府にサービスを提供することを目的とする非営利団体からなる。

（イ）対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、利益の追求を目的とせず、市場経済の原理に任せておく社会のニーズに見合って供給することが難しいサービスを家計に提供するものである。この点、一般政府と目的が類似しているが、民間非営利団体は個人の自発的な団体であり、その活動資金は会員や個人からの会費、企業、政府からの寄付、補助金等によってまかなわれており、管理面と資金調達面において一般政府と異なっている。労働組合、政党、宗教団体、私立学校等がこれに含まれる。

（２）制度部門別分類

所得の受払と消費ならびに資本の運用と調達を分析するための分類であり、所得の処分や資金調達に関する意思決定面での等質性を重視している。この分類では、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体に分類している。

①非金融法人企業

非金融法人企業は、主に民間の事業法人がその大半を占めているが、その他、国の企業特別会計、公団、公営企業、特殊法人の一部など、公的機関であっても、民間の産業と類似の活動を行っている機関が含まれる。ただし、金融機関は独立した制度部門とされるため、ここには含まれない。

②金融機関

金融機関には、銀行、保険、信託、証券会社などの民間の金融機関のほか、公庫等政府系金融機関、国の特別会計の一部（財政投融资特別会計等）など、公的機関であっても、民間の金融機関と類似の活動を行っている機関が含まれる。また、中央銀行（日本銀行）も含まれる。

③一般政府

一般政府には、中央政府、地方政府並びにそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

なお、中央政府（国）の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「全国社会保障基金」という。）の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（以下「準地域」という。）に所在するものとする。（Ⅱ－（４）地域区分の名称を参照）

地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という。）は、その地域に存在するものとする。

県民経済計算標準方式（平成27年）基準版から、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」と新たな名称を使用しており、「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金である。

④家計（個人企業を含む）

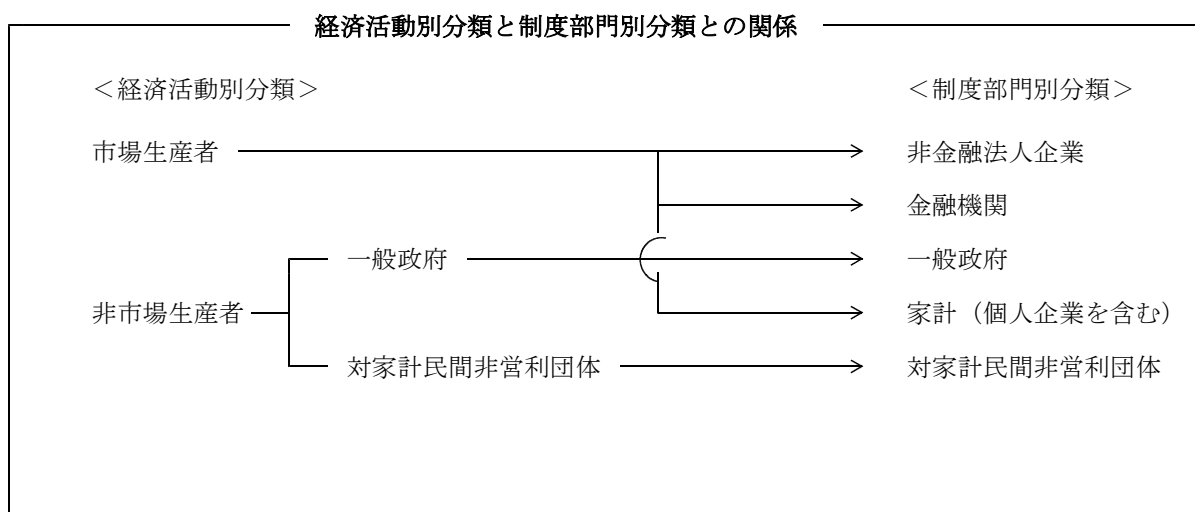
基本的には、最終消費を行う主体として位置づけられるが、自営業などの個人企業では営業に関する会計と家計としての会計を分離することが難しく個人企業の部分を含まざるを得ないため、生産主体としての性格も一部含まれている。

⑤対家計民間非営利団体

経済活動別における「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」と同じ範囲である。なお、業界団体や調査機関などで社団法人や財団法人などの非営利団体としての法人格を有する団体であっても、そのサービスが主として企業向けになされるものは、対企業民間非営利団体として非金融法人企業に分類される。

（３）経済活動別分類と制度部門別分類の関係

両分類の関係については、次の図のように、制度部門のうちの非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）が経済活動別分類の市場生産者に、一般政府及び対家計民間非営利団体が非市場生産者に対応している。



（４）地域区分の名称

地域区分は地理的な区分と制度単位による概念的な区分の２つがあり、以下のように定義される。

①地理的な区分

「県内」と「県外」に区分される。自県が管轄する県域の地理的範囲を「県内」、国内であって自県が管轄する県域の地理的範囲外を「県外」とする。

②制度単位による概念的な区分

「域内」と「域外」に区分される。自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在とする概念上の地域を「域内」、他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在とする概念上の地域を「域外」とする。

また、「域外」のうち地理的には存在しない地域を準地域と定義し、中央政府等が位置づけられる。

中央政府等の地域事業所は生産単位であるが、制度単位ではない。同事業所が地理的に県内に置かれる場合、生産系列における生産単位の観点からは県内という地理的範囲に所在する事業所として扱われるが、分配系列及び支出系列における制度部門の観点からは域外（準地域）という概念上の地域に所在する制度単位に属するものとして扱われる。なお、中央政府等の地域事業所が地理的に県外に置かれている場合も、当該事業所は域外（準地域）に所在する制度単位に属するものとして扱われる。

地理区分と制度単位による概念的な区分の関係

	県 内	県 外
域内	(自県の県内制度部門) ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体	
域外		(他県の県内制度部門) ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体
準地域	・ 中央政府等 (事業所は自県内にあるが、制度部門はどこにも属さない)	・ 中央政府等 (事業所は他県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない)

Ⅲ 県民経済計算の構成

1. 県内総生産 (生産側)

経済活動別県内総生産とは、各年度内に県内各経済部門の生産活動によって新たに付加された価値の市場価格による評価額を経済活動別に示したものである。産出額から中間投入すなわち物的経費（支払利子を含めない）を差引くことによって求める。県内概念によるものであるから、県内で生産された生産物であれば、県外居住者に対して分配されるものも含まれるが、県内居住者の受け取る所得であっても、その源泉が県外における生産にかかわるものは含まれない。

(1) 産出額

各年度内に生産された全ての財貨・サービスを生産者価格（生産者の事業所で取引した場合の市場価格）で評価したものであり、実際に販売された生産物以外に在庫品の増加や自家消費のための生産物も含む。自社開発ソフトウェアや企業内研究開発もここに含むことに留意する。産出額は生産者価格で評価されるが、この生産者価格に運賃、商業マージン等を加えたものが購入者価格である。運賃、商業のマージンはそれぞれ運輸業、卸売・小売業の産出額となる。

一般に、市場で取引されない一般政府や対家計民間非営利団体も、これらの生産に要した費用で評価され、それぞれ一般政府、対家計民間非営利団体の産出額となる。

(2) 中間投入

生産の過程で消費された原材料・光熱燃料・間接費等の非耐久財及びサービスのことである。固定資産の維持補修費、広告宣伝費、交際費、旅費、保険料等も含まれる。

(3) 県内総生産 (市場価格表示)

県内の生産活動によって新たに生じた付加価値の合計である。

【県内総生産＝産出額－中間投入】

(4) 固定資本減耗

生産の過程において生じる建物や機械設備等の再生産可能な有形・無形固定資産の減耗分を評価したもので、通常の摩耗及び損傷分を補填するのに必要とされる額（減価償却費）と、予測される陳腐化及び通常生ずる程度の修理不可能な偶発事故による損失（資本偶発損）を時価で評価した額である。

(5) 県内純生産（市場価格表示）

【県内純生産＝県内総生産（市場価格表示）－固定資本減耗】

(6) 生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に際して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、しかもその負担が最終購入者に転嫁されるものをいう。

例として消費税、関税、酒税、不動産取得税、固定資産税、企業の支払う自動車税などの租税、印紙収入があげられる。

持ち家計は住宅賃貸業を営むものと擬制されているので、家計からの固定資産税は生産・輸入品に課される税として扱われる。

生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接に税を支払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則とする。生産者の付加価値の一部とされると同時に、地方政府分が一般政府（地方政府等）の経常移転の受取として所得支出勘定に計上される。

(7) 補助金

産業振興あるいは製品の市場価格を抑えるなどの政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。

公的企業の営業損失を補填するためになされる一般政府からの繰り入れも補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が低められるから、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

例として、価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、その他産業振興費、運営費補助費等がある。

(8) 県内要素所得（要素費用表示の県内純生産）

【県内要素所得＝県内純生産（市場価格表示）－生産・輸入品に課される税＋補助金】

(9) 県内雇用者報酬

ここでの雇用者報酬は、県内概念によるもので、県内における生産活動に労働を提供した雇用者への分配額をいう。したがって、県民所得（分配面）における県民雇用者報酬（県民概念）とは、域外からの要素所得（純）のうち雇用者報酬の分だけ差異が生じる。

なお、ここでの雇用者とは、市場生産者、非市場生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除くすべてのものであり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

(10) 営業余剰・混合所得

【営業余剰・混合所得＝県内要素所得－県内雇用者報酬】

県内における生産活動によって生み出された付加価値のうち企業の営業活動の貢献分に対して分配されたもので、企業会計上の営業利益にほぼ相当する。したがって、営業余剰・混合所得は市場での利益追求を目的とする産業においてのみ生じ、一般政府や対家計民間非営利団体には発生しない。

(11) 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税からなる。関税とは、関税定率表に基づいて輸入品に課す税であり、輸入品商品税とは、輸入品が税関通過の際に課税される内国消費税である。

経済活動別での産業格付けの特定化が困難であるため、欄外で一括計上している。

(12) 総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税であり、県民経済計算では、生産・輸入品に課される税に分類される。

課税業者の総資本形成（総固定資本形成と在庫変動）に係る消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できることになっている。この控除されて納税されない額が、総生産額中に含まれており、このままだと付加価値としては過大評価となる。このため生産系列においては、当該消費税控除額を「総資本形成に係る消費税」として欄外で一括控除することにより、過大分の調整を行っている。

また、県内総生産（支出側）の総資本形成については、当該仕入れ税額控除できる消費税額は含まれておらず、いわゆる税抜き計上となる。

2. 県民所得（要素費用表示）

県民所得は県民概念に基づいており、生産要素を提供した県内居住者の所得として把握される。これは機能面からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本などに分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。

また、制度主体面から見れば、各制度単位に分配され、家計の雇用者報酬、一般政府（地方政府等）と家計及び対家計民間非営利団体の財産所得（非企業部門）、企業所得（民間法人企業、公的企業、個人企業）を形成する。

（1）県民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した県内に常時居住する雇用者（県民概念）への分配額をいう。県内総生産（生産側）における県内雇用者報酬（県内概念）とは、域外からの要素所得（純）のうち雇用者報酬の分だけ差異が生じる。

県民雇用者報酬の内訳は、①賃金・俸給と②雇主の社会負担からなる。

①賃金・俸給

- 現金と現物の双方を含む。
- (a) 現金給与
 - 一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等も含まれる。
- (b) 現物給与
 - 自社製品、食券、通勤定期券等など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃（市中平均家賃－給与住宅家賃）もこれに含まれる。

②雇主の社会負担

- (a) 雇主の現実社会負担
 - 医療保障、年金給付、労働災害補償、失業保障、児童手当（基金制度によるもの）などの一般政府を構成する社会保障基金及び金融機関である年金基金への雇主負担額である。
- (b) 雇主の帰属社会負担
 - 退職一時金、生命保険、損害保険、公務災害補償費（基金によらないもの）などの社会保障基金や年金基金によらず、雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分である。

（2）財産所得

金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念である。内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得（配当等）」、「その他の投資所得（保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得）」（以上が投資所得）及び「賃貸料（土地の賃貸料）」からなる。構築物（住宅を含む）、設備、機械などの再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

資産項目の分類			
<資産項目>		<財産所得>	
金融資産（下記資産を除く）	←→	利	子
持分・投資信託受益証券	←→	法人企業の分配所得（配当など）	
保険・年金・定型保証	←→	その他の投資所得	
非生産資産（土地、森林など）	←→	賃貸料（地代・特許料など）	

（３）企業所得

営業余剰・混合所得に、受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、①民間法人企業所得、②公的企業所得、③個人企業所得に分類する。

なお、営業余剰・混合所得とは県内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する期間内に発生した雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税－補助金）の合計を差し引いたものであり、企業会計でいう営業利益に相当する。したがって、企業所得は営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

①民間法人企業所得

県内民間法人企業（②公的企業を除く非金融法人企業部門と金融機関）の獲得した所得である。

②公的企業所得

政府により所有または支配されている中央・地方の各企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格をもつ公的法人企業、及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類される事業所を対象とする。例としては、日本銀行や沖縄振興開発金融公庫などが該当する。

③個人企業所得

個人企業は個人が企業の主体となり、家族の労働等を使って企業を運営しているものである。個人企業については家計部分との経理が明瞭に区別しがたい面があるため、受取財産所得は営業資産に関して生じたものであっても、最終消費主体としての家計の財産所得とみなして企業所得には含めない。また、支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払いとして取り扱い、利子については消費用のもの（消費者負債利子）とその他の利子に区分し、前者を家計の、後者を個人企業の支払と考える。

（４）消費者負債利子・その他の利子

家計の所得支出勘定における支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は、住宅ローン以外の消費者としての家計が支払った利子であり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子である。

県民所得及び県民可処分所得の分配においては、消費者負債利子は家計（非企業部門）の利子の支払いとして計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。

３．県内総生産（支出側）

県民経済計算は、それぞれの経済部門が一定期間に財貨・サービスを購入する面、すなわち、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。県内総生産（支出側）は、一定期間内に生産された付加価値が分配過程を経た後、どれだけ消費や投資に回り、どれだけ域外との受払に向けられたかを示すものである。

なお、県内総生産（支出側）は、市場価格で表示される県内総生産（生産側）に対応する。

（１）民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

①家計最終消費支出

居住者である家計（個人企業を除く）の財貨・サービスに対する支出である。この場合の財貨・サービスの取得は現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等（給与住宅差額家賃を含む）も含まれる。一方、仕送り金、贈与金、労働組合費などの家計間及び対家計民間非営利団体への移転は家計最終消費支出とはみなされない。

また、家計の財貨購入のうち、家具その他の耐久財購入はすべて消費支出としてここに含まれるが、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして民間総固定資本形成に含まれ、個人税及び税外負担は移転的なものであるため最終消費支出から除かれる。

②対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額から財貨・サービス販売と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものである。すなわち、販売収入が生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーしえず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

（２）地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）及び自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場算出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを地方政府等最終消費支出として計上する。

（３）県内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。中間消費と総資本形成の区別は、当該期間内において使用され尽くすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。

①総固定資本形成

民間と公的に分類し、さらに前者を住宅と企業設備に、後者を住宅、企業設備及び一般政府に分類する。総固定資本形成は、有形または無形の資産の取得であり、次のものが含まれる。なお、「防衛装備品」については基礎データの制約等から県別には実際の推計が困難であるため推計しない。

(a) 住宅

(b) その他の建物・構築物

(c) 機械・設備

(d) 育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）

(e) 知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）

②在庫変動

企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したものである。

（４）財貨・サービスの移出及び移入

財貨・サービスの海外及び域外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による域外（域内）での財貨・サービスの直接取引である。一方、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などは域外からの（域外への）所得となり、ここには含まれない。

なお、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への「移出」として記録（加算）する。

（５）域外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。県民所得から県内純生産（県内要素所得）を差し引いて求める。

４．実質県内総生産（生産側及び支出側）

県内総生産の生産側及び支出側では、名目価額から物価上昇分を除去した実質価額を算出（実質化）している。実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせることににより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採用。なお、生産側の県内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーション方式を用いている。

なお、連鎖方式は常に最新のウェイト構造が反映されるため、指数バイアスがほとんど生じないが、その一方で加法整合性が成立しないという特徴がある。

5. 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内総生産の生産側と支出側のバランスを全制度部門について統合したもので、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したものが県内総生産（支出側）であり、その構成項目としては、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの移出入（純）が示されている。対して、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価したものが県内総生産（生産側）であり、その構成項目としては、県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（中央政府、地方政府）、（控除）補助金（中央政府、地方政府）が示されている。

県内総生産の生産側と支出側とは理論上等額になるべきものであるが、実際の推計の上では両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため差額を「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）に計上して両面のバランスを成立させている。

6. 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものであり、雇用者報酬（県外からの雇用者報酬（純）を含む）、営業余剰・混合所得、域外からの財産所得（純）、生産・輸入品に課される税（地方政府）、（控除）補助金（地方政府）及び域外からの経常移転（純）で構成される「県民可処分所得」が受取側に、支払側にはその使用として民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出、県民貯蓄が記録され、県民貯蓄がバランス項目である。

7. 資本勘定

資本勘定は、資本形成とその資本調達とのバランスを全制度部門について統合したものであり、実物取引と金融取引とに区分されるが、県民経済計算では非金融面の資産等の取引（実物取引）による変化について記録する。

この勘定においては、「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」側には資本調達として、県民貯蓄と域外からの資本移転（純）を記録し、統計上の不突合が控除される。「資産の変動」側には資本形成として、県内総固定資本形成、（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出(+)/純貸入(-)がバランス項目である。

8. 域外勘定（経常取引）

域外勘定は経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。経常取引は、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（中央政府）、（控除）補助金（中央政府）、財産所得及び経常移転の受払が記録され、バランス項目として支払側に「経常収支（域外）」が設けられている。

なお、域外勘定は域外の視点から見た勘定である。

9. 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5制度部門別に作成され、生産活動により生み出された付加価値がどの制度部門に分配され、さらにこれがどのように再分配及び最終消費され、その結果どれだけの貯蓄が残ったかを表したものである。